

平成26年12月1日から

「指定催し」に指定された大規模な屋外での催しは、
防火担当者の選任と業務計画の提出が必要です！

～姫路市火災予防条例の一部を改正しました。～

条例の改正点

屋外での大規模な催しで、火災が発生した場合に人命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めて消防署長が指定したもの（以下「指定催し」という。）の主催者は、防火担当者の選任と所轄消防署への「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出が必要となりました。

条例改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会で、死者3名、負傷者56名の重大な人的被害を伴う火災が発生しました。

この火災を受け、屋外で大規模な催しを開催する場合の火災予防安全対策を強化するために、姫路市火災予防条例を改正しました。

「指定催し」となる要件

次のいずれかの要件に該当する催しで、火災が発生した場合に人命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれがあると消防署長が認めるもの。

1. 一日当たり10万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超えるもの
2. 1.と同等の規模であると消防署長が認めるもの

火災予防上必要な業務に関する計画の提出

計画の作成例は姫路市消防局ホームページに掲載しています。また、計画書には露店等の開設場所、消火器の位置、火気使用器具等の位置、燃料の位置を示した配置図と露店等の一覧表を添付してください。

火災予防安全対策

「指定催し」の主催者は、次の火災予防安全対策を行わなければなりません。

1. 防火担当者を定めること。

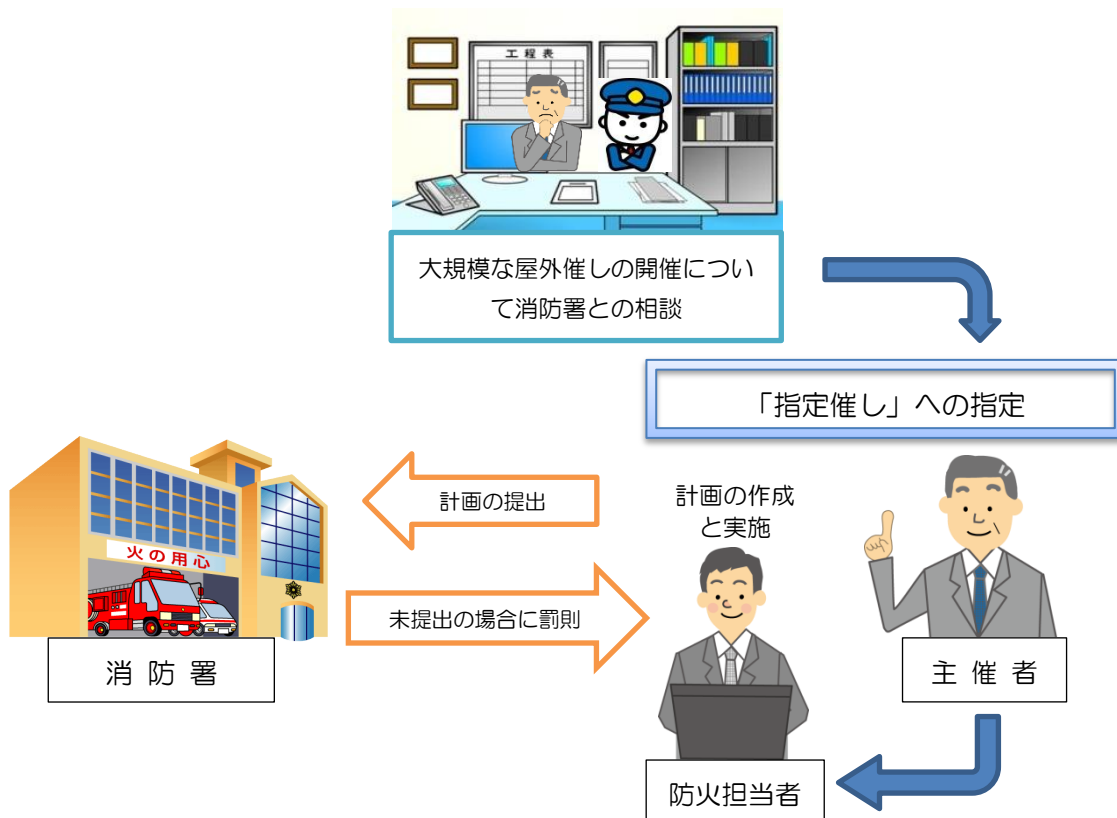
※ 防火担当者の資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の方を選任してください。

2. 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、開催日の14日前までに消防署長に提出させること。

3. 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画に基づく業務を行わせること。

《火災予防上必要な業務に関する計画の内容》

- ① 火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ② 火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること。
- ③ 火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ④ 火気使用器具等に対する消火準備に関すること。
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ⑥ ①～⑤のほか、火災予防上必要な業務に関すること。



☆お問い合わせ先☆

姫路市消防局	079-223-0003	姫路東消防署	079-288-0119
姫路西消防署	079-294-0119	飾磨消防署	079-233-0119
網干消防署	079-273-0119	中播消防署	0790-23-0119